

平成24年第6回横手市議会9月定例会会議録

議事日程（第6号）

平成24年9月20日（木曜日）午前10時45分開議

- 第 1 報告第 31号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 2 報告第 32号 平成23年度横手市財政健全化判断比率の報告について
- 第 3 報告第 33号 平成23年度横手市公営企業に係る資金不足比率の報告について
- 第 4 請願24第6号 消費税増税に反対する意見書の提出を求めることについて（取り下げ）
- 第 5 認定第 1号 平成23年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 2号 平成23年度横手市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 3号 平成23年度横手市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 4号 平成23年度横手市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 5号 平成23年度横手市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 6号 平成23年度横手市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第 7号 平成23年度横手市介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 8号 平成23年度横手市指定通所介護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 9号 平成23年度横手市障害者支援施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 10号 平成23年度横手市市営温泉施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 11号 平成23年度横手市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 12号 平成23年度横手市集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第 13号 平成23年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第 14号 平成23年度横手市横手町四町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第 15号 平成23年度横手市横手地域財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第 16号 平成23年度横手市前郷地区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第 17号 平成23年度横手市西成瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第 18号 平成23年度横手市醍醐財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第 19号 平成23年度横手市里見財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第 20号 平成23年度横手市福地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第 21号 平成23年度横手市館合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 認定第 22号 平成23年度横手市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第27 認定第 23号 平成23年度横手市病院事業会計決算の認定について

- 第28 認定第 24号 平成23年度横手市水道事業会計決算の認定について
- 第29 議案第103号 横手市立保育所設置条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第104号 横手市ごみ処理統合施設環境保全委員会設置条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第113号 平成24年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第32 議案第114号 平成24年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第33 議案第115号 平成24年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第2号）
- 第34 議案第117号 平成24年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第35 請願24第2号 発酵文化都市にふさわしく、生ごみを資源として活用し、可燃ごみ半減の横手市をめざすことを求めることについて
- 第36 陳情24第5号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求めることについて
- 第37 陳情24第9号 横手市東部ごみ処理場における震災がれき焼却に関する市民アンケート実施について
- 第38 陳情24第10号 横手市東部ごみ処理場周辺に居住、通学する子ども達、妊婦の健康診断について
- 第39 議案第 97号 横手市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例
- 第40 議案第111号 平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について
- 第41 議案第116号 平成24年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）
- 第42 請願24第5号 果樹共済に係る共済掛金の一部助成について
- 第43 議案第 98号 横手市景観条例
- 第44 議案第105号 横手市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
- 第45 議案第106号 横手市単独住宅条例の一部を改正する条例
- 第46 議案第110号 市道路線の認定について
- 第47 請願24第7号 市道条里跡般若寺線森崎地区十字路付近の道路拡張について
- 第48 議案第 99号 横手市伝統的建造物群保存地区保存条例
- 第49 議案第100号 横手市十文字町仁井田総合コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例
- 第50 議案第101号 横手市西部地区テレビ共同受信施設設置条例の一部を改正する条例
- 第51 議案第102号 横手市職員定数条例の一部を改正する条例
- 第52 議案第107号 横手市防災会議条例及び横手市災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 第53 議案第108号 横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例
- 第54 議案第109号 財産の取得について（横手北中学校スクールバス購入中型バス2台）
- 第55 陳情24第8号 危険な米軍輸送機「オスプレイ」の配備撤回及び国内飛行訓練中止を求めることについて

第56 議案第112号 平成24年度横手市一般会計補正予算（第6号）

第57 議員派遣の件

第58 議会議案第5号 地域経済と雇用対策強化の為の地方財政の充実・強化を求める意見書

第59 議会議案第6号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書

本日の会議に付した案件

議事日程第6号に同じ

出席議員（28名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 木村清貴 | 2番 | 佐藤誠洋 |
| 3番 | 高橋聖悟 | 4番 | 土田百合子 |
| 5番 | 青山豊 | 6番 | 齊藤勇 |
| 7番 | 立身万千子 | 8番 | 鈴木勝雄 |
| 9番 | 小野正伸 | 10番 | 遠藤忠裕 |
| 11番 | 土田祐輝 | 12番 | 高橋大 |
| 13番 | 小沢秀宏 | 14番 | 堀田賢逸 |
| 15番 | 佐藤徳雄 | 16番 | 佐々木誠 |
| 17番 | 菅原惠悦 | 18番 | 齋藤光司 |
| 20番 | 佐藤清春 | 21番 | 佐藤忠久 |
| 22番 | 寿松木孝 | 23番 | 播磨博一 |
| 24番 | 佐々木喜一 | 25番 | 佐藤功 |
| 27番 | 奥山豊 | 28番 | 阿部正夫 |
| 29番 | 高橋勝義 | 30番 | 田中敏雄 |

欠席議員（1名）

26番 塩田勉

説明のため出席した者（29名）

| | | | |
|--------|-------|--------|------|
| 市長 | 五十嵐忠悦 | 副市長 | 鈴木信好 |
| 副市長 | 佐藤良吉 | 教育長 | 高橋準一 |
| 総務企画部長 | 浮嶋伸 | 財務部長 | 石山清和 |
| 市民生活部長 | 小丹茂樹 | 健康福祉部長 | 柴田恒宏 |

| | | | |
|------------------|-------|-------------------|-------|
| 産業経済部長 | 遠藤久志 | 建設部長 | 照井康晴 |
| 上下水道部長 | 鈴木弘志 | 教育総務部長 | 小川良平 |
| 教育指導部長 | 佐々木孝雄 | 消防長 | 泉田榮次 |
| 市立横手病院 事務局長 | 佐藤正弘 | 市立大森病院 事務局長 | 金澤和彦 |
| 総務企画部次長 兼人事課長 | 皆川規和 | 総務企画部次長 兼市長公室長 | 小田嶋利宏 |
| 総務企画部長 総務課長 | 佐藤亮 | 総務企画部長 経営企画課長 | 高橋嘉 |
| 財務部財政課長 | 三浦淳 | 横手地域局長 | 石山昭一 |
| 増田地域局長 | 遠藤晴美 | 平鹿地域局長 | 眞田正照 |
| 雄物川地域局長 | 福岡新作 | 大森地域局長 | 高山勇光 |
| 十文字地域局長 | 鈴木淳悦 | 山内地域局長 | 照井礼司 |
| 大雄地域局長 | 鈴木康和 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-----------|--------|-----------|--------|
| 事務局 局長 | 高橋 実 | 主 幹 | 佐藤 しげ子 |
| 総務担当 副主査 | 安藤 祐美子 | 議事調査担当 主査 | 長瀬 肇 |
| 議事調査担当 主査 | 松井 尊臣 | | |

◎開議の宣告

○佐藤清春 議長 おはようございます。

30番田中敏雄議員から遅刻する旨の、26番塩田勉議員から欠席する旨の届け出があります。ただいまから本日の会議を開きます。
監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎報告第31号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第1、報告第31号専決処分の報告について報告を求めます。横手病院事務局長。
○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました報告第31号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書は追加議案その2の1ページでございます。

本案は、地方自治法の規定によりまして、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて専決処分をいたしましたので、ご報告するものでございます。

2ページをお開きください。

事故の発生日時は、平成24年7月13日金曜日午前9時40分ごろでございます。事故の発生場所は、横手市根岸町109番4ほか、市立横手病院第2駐車場でございます。被害者は記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、横手病院総務課の駐車場担当の非常勤職員が、駐車場の通路に駐車しておりました来院者の軽トラックを移動する際、運転席のドアを完全に閉めないまま後退させて、後方に駐車していた乗用車の左側後部に軽トラックの右ドアを衝突させて破損させたものでございます。損害賠償額は19万806円で過失割合は100対0、全額病院の負担となりました。

事故後、駐車場の担当者には、車の移動には十分気をつけ、焦らずに確実な操作、運転をするよう注意、指導しております。今後、このようなことのないよう注意してまいります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第31号の報告を終わります。

◎報告第32号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第2、報告第32号平成23年度横手市財政健全化判断比率の報告について報告を求

めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました報告第32号平成23年度横手市財政健全化判断比率の報告についてをご説明申し上げます。

お手元の追加議案その2の3ページをごらんいただきたいと思います。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成23年度決算に基づく財政健全化判断比率を、監査委員の意見を付して議会へ報告するものでございます。

内容であります、普通会計ベースの実質赤字比率、普通会計におきます国民健康保険特別会計を含む13の公営事業を会計に加えた連結実質赤字比率のいずれも黒字でありまして、該当はありませんでした。

続いて、実質公債費比率は14.5でありまして、平成22年度は16.1でございましたので、1.6ポイント改善してございます。実質公債費比率が改善しましたのは、元利償還金及び準元利償還金、いわゆる特別会計への繰り出しのうち、企業債の償還に充当されると認められるものが減少したことによるものでございます。

次に、将来負担比率は73.4でございました。こちらも平成22年度の79.5より6.1ポイント改善してございます。将来負担比率が改善いたしましたのは、退職手当負担見込み額の減少及び土地開発公社の減少などによるものでございます。

ただいま申し上げました内容の詳細につきましては、追加議案その2参考資料の報告議案資料財政健全化判断比率等についてとして添えさせていただきます。

また、監査委員による審査意見書につきましては、当該参考資料とともに添付してございます。

以上で報告を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第32号の報告を終わります。

◎報告第33号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第3、報告第33号平成23年度横手市公営企業に係る資金不足比率の報告について報告を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 ただいま議題となりました報告第33号平成23年度横手市公営企業に係る資金不足比率の報告についてをご説明申し上げます。

同じく、追加議案その2の4ページをごらんいただきたいと思います。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成23年度決算に

基づく公営企業に係る資金不足比率を、監査委員の意見を付して議会へ報告するものでございます。

公営企業の資金不足比率でございますが、実質収支がいずれも黒字でございますが、資金不足比率は該当いたしませんでした。

ただいま申し上げました内容の詳細につきましては、こちら追加議案その2参考資料報告議案資料財政健全化判断比率等についてとして添えさせていただきます。また、監査委員による審査意見書は当該参考資料とともに添付させていただきます。

以上で報告を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第33号の報告を終わります。

◎請願の取り下げ

○佐藤清春 議長 日程第4、請願24第6号消費税増税に反対する意見書の提出を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

請願24第6号は、請願者より取り下げ願いの申し出があり、総務文教常任委員会では取り下げ願いを承認した旨の報告があります。

委員長から報告のとおり請願の取り下げを承認することにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、委員長から報告のとおり、請願24第6号については取り下げを承認することに決定いたしました。

◎認定第1号～認定第24号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第5、認定第1号平成23年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についてより日程第28、認定第24号平成23年度横手市水道事業会計決算の認定についてまでの24件を一括議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長。

【決算特別委員長（27番奥山豊議員）登壇】

○奥山豊 決算特別委員長 おはようございます。決算特別委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会におきまして決算特別委員会に付託になりました認定24件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

認定24件の審査については、8月28日に決算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する総務文教、厚生、産業経済、建設の4つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。

各分科会の審査は、8月31日と9月3日に行われました。

9月18日に開催した決算特別委員会では、各分科会長報告を受け、それを踏まえて市長に対し、5名が総括質疑を行ったところであります。

認定24件について討論はなく、採決の結果、すべて認定すべきものと決定いたしました。

なお、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第23号、第24号の6件については、起立採決を行い、第1号と第3号は起立多数、ほかの4件は起立全員でありました。

以上をもちまして報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

6番齊藤勇議員。

【6番（齊藤勇議員）登壇】

○6番（齊藤勇議員） 大変ご苦労さんであります。

私、日本共産党の齊藤勇であります。

横手市議団を代表して、平成23年度一般会計決算認定について、これについて、反対の立場で討論いたします。

当該年度の一般会計歳入歳出決算が昨年度に引き続き黒字になりました。まずは一安心というところですが、しかしながら、例えば、合併特例債の充当期間が延長されたとはいえ、債務負担が今後増大することには変わらず、財政基盤が整わなければ、必要とする学校建設や環境施設整備、老朽庁舎の建て替えなどに影響するからであります。

そのように非常に制限された財政下で、国民健康保険特別会計に法定外繰り入れを断行したことを初め、評価に値する施策も認められるわけではありますが。しかし、市の基幹産業である農業を見ましても、豪雪と自然災害の復旧対策など国への働きかけが農家の切実な声を反映していないことが不用額の多さにあらわれております。

その中で特徴的なのは、やはり重点戦略を掲げる品目すら、ばらつきの補助体系でありますし、国・県の市との抱き合わせ補助事業等も認定要件が非常に厳しく、該当者が少ない。本当に申請者が落胆の意を隠し切れません。そういう状況があります。

やはり緊急性、あるいは非常時のときだけに、思い切った市独自の対策、一定の価格保証も含めた親

身な支援などの政策展開こそ、農家の生産意欲につながり、再生産とその増大が確保されて、販売普及にもアピール性が生まれるものと思います。そうした確固たる生産基盤があつてこそ、市の掲げる食と農からのまちづくりが、本格的に進展されるものと思います。

この間、地方分権が強調されたとはいえ、国の動向に大きく影響される地方自治体では、住民の生活、雇用、なりわい、健康を守る施策の展開がやはり制約されます。しかし、だからこそ、国への意見書を上げ、少子高齢化の著しいこの地方で生きていけるための方策が必要であります。

切望される3・11の東日本大震災を教訓とした防災計画は、やはり市民、地域の綿密で粘り強い共同作業でなければなし得ませんし、住民本位の施策が欠かせません。

この間の私たちの一般質問あるいは一部の総括質疑などの指摘、委員会審議の際の意見、要望が、残念ながら、その多くが当該年度に生かされず、したがって私たちは、平成23年度一般会計歳入歳出決算について認定することに反対するものであります。

以上であります。

○佐藤清春 議長 ほかに討論ありませんか。

22番寿松木孝議員。

【22番（寿松木孝議員）登壇】

○22番（寿松木孝議員） 平成23年度一般会計決算の認定について討論をしたいと思います。

私としましては、本来であればこの認定については、横領金の補てんに市税が投入されている実態から賛成しかねる部分もありましたが、一昨日の総括質疑におきまして、来年4月までに弁済計画を立てることになっているから時間の余裕が欲しいとの市長答弁でありますので、不認定にはしないとの判断をしたところであります。

この問題につきましては、事件発覚後の平成21年6月議会の総務文教委員会におきまして、金銭上の税金の取り扱いに関する問題は歳入として穴をあけておく状況はできないということは明らかなので、その辺も考えなければいけないとの市長答弁。また、平成21年11月臨時議会で、当時の鈴木総務企画部長が、今のままでは恐らく穴があく可能性が高いと思っている。実際に穴をあけない方法についてさまざまな点から検討し、見つけ出したい。また、その委員会の中におきまして、事故弁償金の投入に対し、今、予算はこうなっているが、実質的にはまだ穴埋めをしたということではないとの答弁がありまして、さまざまな機会をとらえながらこのことを我々に説明を繰り返しました。

このような状況から、多くの議員は、横領金の補てん、穴埋めに市税の投入はしないとの当局の方針を大変重く受けとめ、そしてその言葉を信じ対処してきた。私はそう思っております。

以上の経緯からも、市長、また当時の担当部長であった鈴木副市長には、説明してきたことへの具体的な行動を示し、議会、そして市民との信頼関係の面も考慮し、一刻も早く補てんの穴埋めに市税が投入されている状況を改善すること、また、十分とは言えない再発防止策の策定についてを強く望みながら、認定に賛成の討論といたします。

○佐藤清春 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、認定第1号平成23年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第1号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第2号平成23年度横手市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第2号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第3号平成23年度横手市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第3号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第4号平成23年度横手市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第4号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第23号平成23年度横手市病院事業会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第23号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、認定第23号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第24号平成23年度横手市水道事業会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第24号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、認定第24号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、既に議決されております6件を除く18件について採決します。

18件は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、18件は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第103号～陳情24第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第29、議案第103号横手市立保育所設置条例の一部を改正する条例より日程第38、陳情24第10号横手市東部ごみ処理場周辺に居住、通学する子ども達、妊婦の健康診断についてまでの10件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（28番阿部正夫議員）登壇】

○阿部正夫 厚生常任委員長 厚生常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案6件、陳情2件及び継続審査となっております請願1件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第103号横手市立保育所設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、十文字保育所における今後の入所者数の動向をどのように予測しているかとの質疑に対し、当局より、平成19年度から23年度までの各年度の年間平均在所率は、平成19年度が109%、20年度が108%、21年度が112%、22年度が122%、23年度が123%となっている。平成22年度から増えた理由は、その年に乳児室を増築したためであるが、それ以降、ことしの状況も含め、それほど伸びは見られない。今後、落ちついてくるものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、保育士の配置の状況などについて質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第104号横手市ごみ処理統合施設環境保全委員会設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、環境保全委員会への環境公害測定等の報告や委員会からの意見についてとの質疑に対し、当局より、環境保全委員会を建設前に立ち上げたのは、定点測定している結果を建設の前後で比較、確認していただくためである。継続して周辺環境、運転状況等を報告し、監視していただいてご意見をいただきたい。また、測定結果については、周辺集落の皆さんにも定期的にお知らせすることとしているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第113号平成24年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、市民は介護保険料を下げてもらいたいという気持ちがある。全国的には所得の段階を増やしている例もあるようだが、これからの方向性をどう考えているかとの質疑に対し、当局より、現在のところ、所得の段階までは検討していない。今後、厚生年金に加入している退職者が増えることから、これからの保険料がどのように推移していくか検討しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第114号平成24年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、要支援者認定の介護予防サービスの利用状況についてとの質疑に対し、当局より、年度末の状況として、要支援1では、平成20年度は249名の認定者のうち126名の方が介護予防サービスを利用しているのに対し、平成23年度は、311名の認定者のうち145名が利用している。要支援2では、平成20年度は330名の認定者のうち177名の利用であったのに対し、平成23年度では、認定者が609名まで伸びており、そのうち357名の方が介護予防サービスを利用している。要支援2の増加率が高く、利用者も増えている状況であるとの答弁がありました。

そのほか、ケアプランの作成を受託する事業所数などについて質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第115号平成24年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第2号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、NPO法人などが建設する就労支援や短期入所施設が増えているが、障害者福祉のネットワークはどのようになっているかとの質疑に対し、当局より、横手市に事業所がある障害者、障害児の支援施設や通所施設などで構成する自立支援協議会がある。ここに行政も参加し、さまざまな情報交換や相談などを行っている。また、この協議会には養護学校の先生も出席し、年度ごとの卒業生の状況や卒業後の受け入れ先などについて協議する体制をとっているとの答弁がありました。

そのほか、冷暖房機用室外機の雪囲いの構造などについて質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第117号平成24年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）について、主な質疑と答弁を

申し上げますと、大森病院に勤務する医師の通勤状況と医師住宅の状況についての質疑に対し、当局より、現在、常勤医10名のうち3名が秋田市から通っている。また、医師住宅については、医師住宅が2戸、借家5戸であるが、今年度は、研修医が増えたこともあって足りない状況である。病棟を持つ常勤医師はそれぞれ患者を受け持っているため、患者に異変があったときはすぐに呼ばれることから、医師個々の負担が大きいという状態だ。今後、医師住宅を2戸ほど建設し、医師確保とあわせ、病院の近くに住んでいただいて、24時間対応の在宅療養支援病院として運営していきたいとの答弁がありました。

そのほか、医療機器を更新したときの古い機械の処分方法について質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願24第2号発酵文化都市にふさわしく、生ごみを資源として活用し、可燃ごみ半減の横手市を目指すことを求めることについて、審査の参考とするため、大雄堆肥センターの稼働状況や生ごみ量の状況などを当局に確認しました。

討論では、立身万千子委員より、賛成の立場で、全国的に見れば、ごみゼロウェイスト運動など市民運動の高まり、生ごみ半減、そして堆肥化という流れになっている。それを踏まえて、将来的には実現の方向に進むことを見据え、この理念は妥当と考え、趣旨採択でお願いしたいとの討論がありました。

本請願について起立採決の結果、起立全員により、趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情24第5号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求めることについて、特段の意見はなく、討論では、立身万千子委員より、賛成の立場で、この陳情が出された背景として、精神科の診療報酬や精神科特例など、他の疾患による入院条件の3倍もの劣悪な政策によって苦しみを余儀なくされた家族や当事者が、みずから現状を変えたいと行動してきた経緯がある。医療関係者たちも共同で署名活動などを積み重ねてきている。多剤大量処方、隔離拘束をしてきた精神科医療機関が存在し、被害をこうむってきたという理由で法制化に懸念を持つ意見があることは事実だが、今40人に1人とも言われる精神疾患の激増は深刻な社会問題であって、2010年には当事者や家族の声が生かされ提言がまとめられたということから、この陳情は願意妥当と判断して賛成するとの討論がありました。

本陳情について起立採決の結果、起立多数により、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情24第9号横手市東部ごみ処理場における震災がれき焼却に関する市民アンケート実施について、これまで市当局は周辺を含め地域の皆さんへ周知すべく努力してきたと感じている。報告会への参加者が少なかったことは、市民への周知が足りなかったことには当たらない。改めてアンケート調査をするまでもないと思っているとの意見がありました。

本陳情について討論はなく、起立採決の結果、起立者なしで不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情24第10号横手市東部ごみ処理場周辺に居住、通学する子どもたち、妊婦の健康診断について、審査の参考とするため、当局が得ているがれき処理における健康診断の必要性に対する医師の意見などを確認しました。

討論では、立身万千子委員より、反対の立場で、そもそも震災がれきについては、岩手、宮城の両県と、福島県に対する取り扱いを区別してとらえるべきだと考える。それは専門家の見解でもある。岩手県野田村のがれきは2011年3月11日に起きた津波によるものであって、厚生常任委員会も現地に赴き、実際の放射線の数値を確認した。その結果、危険性はないと判断した経緯がある。市当局では搬送前、市到着後、焼却前後の測定値を公表しているし、また、現在、東部の処理場で焼却している市の一般廃棄物と変わらない数値であるということから、陳情者のご心配には及ばないと判断して不採択とすべきものと考えたとの討論がありました。

また、小沢秀宏委員より、賛成の立場で、絶対安全であるということはありません。万が一ということを考えなければならない。そして、そのときはどうなるかということを考えるべきである。東部ごみ処理場周辺の方たち数人から意見を伺ったが、東北人だから仕方ないという一方で、気分的には大変迷惑だという人が結構いた。健康診断を実施することは金額の問題ではない。安全・安心が第一である。この陳情は限定された地域の子どもたち、妊婦で、さらに希望する人としている。検査の結果、何も問題がなかったということであれば、効果は何倍にもなるし、がれき処理に対する心配は払拭されると思う。市民を考え、安全・安心を第一として賛成するととの討論がありました。

本陳情について起立採決の結果、起立少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

5番青山豊議員。

○5番（青山豊議員） 請願24第2号におきまして、委員会で趣旨採択とすべきと至った経緯について、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

○佐藤清春 議長 厚生常任委員長。

○阿部正夫 厚生常任委員長 経緯としては、この請願の文面、請願書の趣旨そのものは酌み取るべきものがあるという、まず大方の意見でございました。ただ、今現在、統合処理施設等の問題、例えば債務負担行為が今議会に提案されている、この時点、スケジュールをほぼ進めている、あるいは我々議会としても、それを是として進める方向になっているときに、このこととリンクさせることは間に合わない、ある意味ではふさわしくないという意見もありました。ただ、その今やっていることですら20年後、25年後、あるいは30年後になったときには、いつかはまた新たなものを考えていかなければいけないときが来る。そのときに、この方向性、大きな方向性というとらえ方をした場合、この趣旨は賛同できるのではないかという、自由討議の間にいろいろな意見が交わされました。自由討議を委員会委員長のもとで自由討議をしていただきました。委員の方々からさまざまな意見がある中で、確かに条文の一行が、もしこのことに、今回の処理施設そのものにリンクさせるのであればということもありましたけれども、いやいや、これは大きな意味で横手市の、あるいはごみを減らしていこうという趣旨そのものを酌み取

っていくならば、趣旨採択ということもできるのではないかという大方の意見がまとまりました。ルール上、この請願、陳情に関しては、趣旨採択というものが好ましくないということであるならば、これはまた別の機会に、議会のあり方ということの話し合いの中でルールを定めていかなければいけないことだと思いますけれども、このたびの厚生常任委員会の自由討議の中で、この趣旨は酌み取るべきだ。ただ、今回のごみ処理統合施設云々と必ずしもリンクさせるものではないということから、趣旨採択に至りました。議論の中身については、さらに私の、今、記憶の中で呼び起こしながら語っておりますけれども。そういう思いというか、各委員の方々が、そしてこの請願にはそれぞれに紹介議員もいらっしやいまして、そのことは非常に重く受けとめつつも話し合いをした結果、思いを酌み取ろう、趣旨を酌み取ろうということで、ほかに縛りを何も与えるものではないんだけど、考え方としてはわかるよなという意味の趣旨採択というとらえ方であります。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

14番堀田賢逸議員。

【14番（堀田賢逸議員）登壇】

○14番（堀田賢逸議員） 陳情24第10号に対して賛成の立場で討論いたします。

1つは、何事も100%絶対安全であるとの論は、結果を見ないと断言できないということであります。

2つ目は、万が一排出された場合も考えなければならない。保健所長、病院長等、心配されるまでもないとの意見であったそうですが、検査もしないで判断できるのでしょうか。だれが責任を負うのでしょうか。

3番として、この陳情は、限定された地域の子どもたちと妊婦などであり、さらに希望する人数であると。

4番目として、安全・安心が第一との信条を持って常々発言されている横手市であり、食品の放射性物質検査を実施している検査対象については、無料で実施しております。食の安全・安心を確保するための、とのこと。人間の体、健康を考えても、市民の不安を解消するためにも、実施することが安全性の確認であり、命と健康を守ることにになると考え、賛成いたします。

以上です。

○佐藤清春 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、請願、陳情を除く議案6件について採決いたします。

6件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、6件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、請願24第2号発酵文化都市にふさわしく、生ごみを資源として活用し、可燃ごみ半減の横手市をめざすことを求めることについてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、請願24第2号は趣旨採択することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情24第5号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求めることについてを採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、陳情24第5号は採択することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情24第9号横手市東部ごみ処理場における震災がれき焼却に関する市民アンケート実施についてを採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立なしであります。したがって、陳情24第9号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情24第10号横手市東部ごみ処理場周辺に居住、通学する子ども達、妊婦の健康診断についてを採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、陳情24第10号は不採択とすることに決定いたしました。

◎議案第97号～請願24第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第39、議案第97号横手市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例より日程第42、請願24第5号果樹共済に係る共済掛金の一部助成についてまでの4件を一括議題

といたします。

産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

【産業経済常任委員長（2番佐藤誠洋議員）登壇】

○佐藤誠洋 産業経済常任委員長 産業経済常任委員会の委員長報告をいたします。

今定例会において産業経済常任委員会に付託になりました議案3件、継続審査となっている請願1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第97号横手市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、都市計画法に対する工場立地法の位置づけについての質疑に対し、当局より、今回提案している条例で対象になるのは、特定工場の要件を満たす工場を建設する場合である。それ以外については、都市計画法並びに市の開発行為にかかる基準での指導になる。

都市計画法で定める都市計画区域内の開発行為では、緑地面積3%以上を設けることで宅地開発等が実施できるが、工場立地法で定める建物面積3,000平方メートル以上、もしくは敷地面積9,000平方メートル以上で、かつ法で定めた業種に供される特定工場を立地する場合は、開発行為を経て着工するときや増築でも5%以上の緑地が必要となり、都市計画法の基準よりも広い面積を確保することが求められる。

この2つの法律の関係とその手続についてはそれぞれ遵守義務があるが、工場立地法で定める基準を満たさないと特定工場は勧告の対象となり、これに従わない場合には罰則を科されることになる。

特定工場を建設するためには、場合によっては用地の確保のため、最初に都市計画法の開発行為手続を行い、さらに工場立地法の届け出を行って許可を得た上で、敷地内に最低5%以上の緑地を確保することが義務づけられるとの答弁がありました。

このほか、本条例が適用される市内企業についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第111号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第116号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）について、ほかの施設では揚湯ポンプの故障のおそれはないのかとの質疑に対し、当局より、温泉ポンプの状況は個別に把握していないが、いずれは壊れるものだと考えている。源泉井戸の管理の問題も含めて検討中だが、故障しても、予備ポンプについてはすべての温泉井戸で供用できる規格にできないかということも含め検討、調整を進めているところだとの答弁がありました。

本案について討論はなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願24第5号果樹共済にかかる共済掛金の一部助成について、願意は妥当と考える。連続の豪雪被害、連日の日照りと、ことしも天災が相次ぎ、惨たんたる状況だったことはだれもがわかる。だか

らこそ、最後の頼みの綱となる共済への掛金の助成を行政にお願いするしかないのも当然だと思う、との意見がありました。

また、採択には無理がある。農家の所得をカバーするために市が助成するということが、共済に加入する組合員が少なく、限られた狭い範囲の農家が助成の対象になることなどに対して疑問があるとの意見もありました。

本請願について討論はなく、起立採決の結果、起立少数となり、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

11番土田祐輝議員。

【11番（土田祐輝議員）登壇】

○11番（土田祐輝議員） 果樹に係る共済掛金の一部助成に関する請願に対しまして、賛成の立場から討論をいたします。

私からあえて申し上げるまでもなく、平成23年の記録的な豪雪は、果樹農家に甚大な被害をもたらしました。その復旧に向けて行政からもさまざまな支援策が講じられてきましたし、農家自身も、その再生産に向けて懸命な努力を続けてきたところでもあります。

しかし、この雪害によるダメージは殊のほか大きく、平成23年度販売実績では、リンゴが1億1千万円で、昨年比の44%まで落ち込み、ブドウも58%という惨たんたる状況下にあります。特に果樹は、当市農業の中でもとりわけ大きなウエートを占めておりますし、市場でも栽培技術、そしてその品質は、大きな評価を受けておるところでもあります。

私たち議会は、こうしたすばらしい地場産品を持つことを誇りに思い、この後も、この地の産地を守り、そして育てていこう、そういう趣旨で設立されましたのが、横手市議会果樹振興議員連盟だったと記憶しております。そして、これ自体、ほかの自治体でも前例のない特異な存在でもありますし、ここにおられる多くの議員の皆様が賛同いただいておりますので、私がこれから申し上げることは、多分にご理解をいただけるものと思っております。

まず初めに、今回議会で提出されました請願の共済の内容についてであります。

平成24年度の果樹共済の引き受け実績ですが、当地域のリンゴの加入率は30.1%、ブドウでは11.3%となっており、とても災害などでは対応できる状況にはなっておりません。やはり、共済の加入促進を進める手だてを強く感じますし、私はこういう時期だからこそ、そのための呼び水としてそれ相当の助

成も検討に値する、そういうふうを考えます。

さらに、議場の皆様に申し上げたいのは、この請願を議会として門前払いするのではなく、採択という意思表示によって、当局の中でできるかできないかを含めてさまざまに検討していただく、そういった機会を持ってもらうことが、私は重要だと考えます。私はその判断を待ちたいと思いますし、当局におかれましても、多分に財政をにらみながらの作業になると思いますが、もしかしたら、思いがけない新たな局面も描けるだろうと期待しております。したがって、まずは一石を投ずるべきであります。

次に、請願の趣旨であります、行政から掛金の一部助成について申し上げます。

今回の要旨は理解しにくい側面も持っていると思いますが、しかし、現実に他県では実施している市町村もあります。リンゴ栽培が盛んな青森県の市町村では、農家負担、共済掛金の一部助成、これは10%から30%の範囲でありますけれども、現実に実施しており、弘前市においては農家負担額の15%を助成しております。

多分に政治的な大局に立った判断だと思いますけれども、こんなことから、本請願が唐突でないものがご理解いただけると思います。ことしも猛暑続きで、リンゴの日焼けなどで大変作柄が心配されるところですし、再生産ができるような果樹共済の必要性が求められております。

議員各位におかれましては、果樹農家の実情をご理解いただきまして、今後とも、安心して果樹栽培に取り組めますよう特段のご配慮をお願いを申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第97号横手市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第97号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております1件及び請願を除く2件について採決いたします。

2件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、2件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願24第5号果樹共済に係る共済掛金の一部助成についてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本請

願は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、請願24第5号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時10分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第98号～請願24第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第43、議案第98号横手市景観条例より日程第47、請願24第7号市道条里跡般若寺線森崎地区十字路付近の道路拡張についてまでの5件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

【建設常任委員長（25番佐藤功議員）登壇】

○佐藤功 建設常任委員長 今定例会において建設常任委員会に付託になりました議案4件、請願1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第98号横手市景観条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、既存の山と川のある景観のまちづくり条例と今回の景観条例における市の関与のあり方についての質疑に対し、当局より、これまでの山と川のある景観のまちづくり条例では、地域の人々がまちづくり委員会を設置し、それに市が支援していくというものであり、地域住民が主体的にみずからの地域を守っていくことを目的とした条例であった。今回の景観条例では、市が良好な景観の形成に積極的に関与していく内容になっているとの答弁がありました。

また、増田地区における景観全体像はどのようなものかとの質疑に対し、当局より、現在、増田地区でまちづくり委員会が立ち上げられ、町並みについて議論をされている。それを踏まえて、伝統的建造物群保存地区を中心としたその周辺部を景観重点地区に指定するなど、景観に配慮した町並みを目指していきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第105号横手市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例については、駐車場廃止後の使用予定について質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第106号横手市単独住宅条例の一部を改正する条例については、老朽化により整理する必

要のある物件はほかにもあるかとの質疑に対し、当局より、増田地域の竹原住宅にまだ1戸残っている。そのほか、同じ敷地内の竹原寮に7戸残っている。いずれも早い時期に整理する必要があるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第110号市道路線の認定については、道路幅員について質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、請願24第7号市道条里跡般若寺線森崎地区十字路付近の道路拡張については、地元住民の交通量が多く幅員も狭いため、児童の登下校は大変危険であり、安全確保のためには拡幅が望ましいとの意見がありました。また、拡幅以外にも、時間帯によって車両の通行を制限したりグリーンベルトを設けるなど、安全確保のために最善を尽くすべきであるとの意見がありました。

本請願について討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

4番土田百合子議員。

【4番（土田百合子議員）登壇】

○4番（土田百合子議員） 議案第98号横手市景観条例について反対討論をしたいと思います。

今回の条例改正は、景観法に基づく全部改正であり、地域の実情に応じた景観形成が可能ということでもあります。条例の中身についての反対ではございません。

これまで横手市は山と川のある町として、歴史的、文化的背景のもと、山と川のある景観のまちづくり条例を定め、景観保全、景観形成に取り組んできた経緯がございます。皆様もご存じのとおり、昭和31年石坂洋次郎先生が新潮社、朝日新聞に「山と川のある町」の小説が掲載され、翌年には横手の町並みを背景に、ロケ地として、雪村いづみが出演して「山と川のある町」が上映され、全国へ発信されております。横手市の観光地のキャッチフレーズとしての「山と川のある町」は浸透しているものと思います。

私はこのような歴史的な背景をもとに策定された景観条例の廃止は、横手市の宝物である横手らしさを失うことにつながると危惧するものであります。建設は死闘、破壊は一瞬であります。これまでの取り組みを継承し、発展させるべきものであると思います。横手市の全国的なキャッチフレーズを失うことは、大切な市の財産を失うことと同じことでもあります。

どうか賛同のほどよろしくお願いいたしまして、反対討論といたします。

○佐藤清春 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第98号横手市景観条例を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議案第98号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております1件及び請願を除く3件について採決いたします。

3件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、3件は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、請願1件について採決いたします。

1件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、1件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第99号～陳情24第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第48、議案第99号横手市伝統的建造物群保存地区保存条例より日程第55、陳情24第8号危険な米軍輸送機「オスプレイ」の配備撤回及び国内飛行訓練中止を求めることについてまでの8件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（23番播磨博一議員）登壇】

○播磨博一 総務文教常任委員長 総務文教常任委員会の報告を行います。

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案7件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第99号横手市伝統的建造物群保存地区保存条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、本条例の提案に当たり、地区内の住民の理解はどの程度得られているのかとの質疑に対し、当局より、22年度から2年間にわたり調査を行い、途中段階で報告会を開催してきた。また、この間、地区内の住民との間でさまざまな話し合いも行っている。そういう中で特に異論はなかったため、当事業に対しては一定の理解を得ているものと思っている。また、ことしに入り、地区内の各集落から二、三名の代表の方に集まっていただき、説明会を開催している。この後、地区内の全住民を対象に説明会を開

催していく予定でもあり、当事業に対してさらに理解を深めてもらうようにしたいとの答弁がありました。

また、今定例会で本条例を制定しなければならない理由は何かとの質疑に対し、当局より、本条例で保存審議会の設置を規定し、最も重要な保存地区の範囲や保存計画の内容を審議していくことになる。都市計画決定の前に条例の制定は必須であり、条例が遅くなると、基本になる保存計画等を決めることができなくなる。保存計画を早期に策定し、助成制度や税制面での優遇措置などについて、きっちりとした形で住民に説明していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、修理等に係る経費の補助についての質疑に対し、当局より、既に重伝建に選定されている全国98地区からさまざまな情報を収集し、補助率等について検討している最中である。補助の具体的な内容については補助金交付要綱で定めることになるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第100号横手市十文字町仁井田総合コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第101号横手市西部地区テレビ共同受信施設設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、県の治山工事に伴う移設だが、移設に対する補償などはないのかとの質疑に対し、当局より、移設工事の費用はすべて前田地区の共同受信組合が負担する形となる。アンテナの設置は、組合が県から許可を受けて河川を横断する形で工事を行ったものであり、既存アンテナを使用しない移設、改修に対して、県からの補助等はないと聞いているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第102号横手市職員定数条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、看護基準が今後引き下げられるような場合、職員はどのように調整していくのかとの質疑に対し、当局より、看護の充実が図られれば、国の政策の中で診療報酬の点数が下げられることは全く考えられないことではない。その場合、退職者の補充を徐々に抑制するといった観点で、必要な看護師の数を調整していきたいと考えている。現在は、求められる医療の質を確保していく必要があると思っっているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第107号横手市防災会議条例及び横手市災害対策本部条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、警察業務や自衛隊の経験者など専門的な知識を持った方々が会議に加わっている必要があると思うが、その辺を意識した改正となっているのかとの質疑に対し、当局より、現行条例の中で、警察署の職員や消防関係者を初め、東北電力、医師会、LPガス、NTT等の関係機関は、会議の委員として既に規定されている。今回の改正は、東日本大震災の経験を踏まえて、災害発生直後は自助、共助が極めて重要という視点から、さらに委員の強化を図ろうとするものであるとの答

弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第108号横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例については、国土交通省に返却した後の管理についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第109号財産の取得について、主な質疑と答弁を申し上げますと、入札の段階で辞退された方が相当いたが、このことについて反省すべき点はなかったかとの質疑に対し、当局より、バスに限らず他の物品についても、取り扱い可能な機種や物品については入札参加資格申請の際に届け出があった業者をすべて指名するというのが、これまでの契約審査会の立場である。今回のバス購入に関しても、名簿に登載されている全業者を指名したところだが、結果的に1社が失格、16社が辞退し、3社による入札という結果になってしまった。

受注機会の拡大という観点から、発注課から入札の依頼があった際は、物品数や競争性が確保できる業者数などについて協議をしている。今後、物品を特定しない仕様や多くの業者が入札に参加できるような方法を検討し、対策を考えていきたいと思うとの答弁がありました。

また、地域の業者を生かすことも我々に課せられた命題の一つであると思う。地元業者に配慮した仕組みも今後取り入れなければならないと思うがどうかとの質疑に対し、当局より、現在、地元業者の育成、雇用の確保の視点から、物品調達の仕事などについて検討するよう市長から指示が出ている。その中で、他自治体の取り組み状況などを調査しながら、横手版の物品調達、また工事を含む入札制度のあり方について検討を進めているところである。来年は指名願いの更新時期でもあるので、できるだけ早い時期に検討結果を提示したいと思うとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情24第8号危険な米軍輸送機「オスプレイ」の配備撤回及び国内飛行訓練中止を求めることについては、意見、討論はなく、起立採決の結果、起立者はなく、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

7番立身万千子議員。

【7番（立身万千子議員）登壇】

○7番（立身万千子議員） 陳情24第8号の採択に賛成の立場で討論します。

新型輸送機オスプレイの国内における低空飛行訓練中止を求めることについて、佐竹知事は、政府からオスプレイの安全性を判断するに足る十分な説明がなされていない現状では、本県上空における低空飛行訓練を受け入れることはできないと考えていると言っています。

我が横手市の上空は2つの飛行ルートになっており、従来のF16戦闘機以上に大きな騒音、また燃料などがまき散らされることによる環境汚染、そしてヘリコプターの3倍に及ぶ強烈な下降気流による資源破壊、今月にも起きたアメリカノースカロライナ州の住宅街での緊急着陸など事故が相次ぎ、危険きわまりない訓練を中止させることは、市民の命を守るべき議会の当然の責務であると考えます。

日米両国政府が、配備した後の運用見直し協議に合意し、本日発表すると、という安全宣言をしても、構造そのものに欠陥を持つ輸送機が多少運用を見直したからといって、安全に運用できるなどはありません。

もはや雇用の恩恵もなく、まちの発展を米軍の駐留に頼る時代は終わりました。

住宅密集地の広がる世界一危険な普天間基地への配備に反対する沖縄県民は、米軍の海兵隊が日本を守る目的ではなく、中東での戦闘力を強化するためのオスプレイ配備であることを知っています。日米両政府の間で16年も前に普天間基地の撤去が合意されているのに、今また、新型の欠陥輸送機を配備するとは言語道断であり、安全性を確保できないままで、私たち、この日本国内のどこにも配備させるわけにはいかないと考えます。

よって、この陳情は願意妥当と認め、採択されるよう、議員各位の熟慮をもって賛成の意をご表明くださることを訴えて、討論とします。

○佐藤清春 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第99号横手市伝統的建造物群保存地区保存条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第99号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております1件及び陳情を除く6件について採決いたします。

6件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、6件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情24第8号危険な米軍輸送機「オスプレイ」の配備撤回及び国内飛行訓練中止を求めること

についてを採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、陳情24第8号は不採択とすることに決定いたしました。

◎議案第112号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第56、議案第112号平成24年度横手市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（2番寿松木孝議員）登壇】

○寿松木孝 一般会計予算特別委員長 一般会計予算特別委員会の委員長報告を申し上げます。

今定例会におきまして、一般会計予算特別委員会に付託になりました議案1件につきまして、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第112号の審査については、8月27日に一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する、総務文教、厚生、産業経済、建設の4つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。各分科会の審査は、9月10日に行われました。先ほど開催した一般会計予算特別委員会における各分科会長の報告は、すべて原案のとおり可決すべきものであります。各分科会長報告に対する質疑では、13款について、市が土地開発公社から買い戻した土地についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第112号平成24年度横手市一般会計補正予算（第6号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第112号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○佐藤清春 議長 日程第57、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第160条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に、今後、変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 1時39分 休憩

午後 2時20分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第58、議会案第5号地域経済と雇用対策強化の為の地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第5号については委員会の付託を省略す

ることに決定いたしました。

趣旨の説明を求めます。

14番堀田賢逸議員。

【14番（堀田賢逸議員）登壇】

○14番（堀田賢逸議員） 今の意見書に関して趣旨を述べたいと思います。

朗読して替えます。

急速な少子高齢化社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化や持続可能性の確保が一層重要となっています。社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割がますます高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が必要です。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など地域のセーフティネットとして地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけるためにも、これらの政策分野の充実・強化が求められています。2012年度政府予算の地方交付税は総額17.5兆円が確保されており、2013年度予算においても、今年度（2012年度）と同規模の地方財政計画・地方交付税が必要であります。

このため、2013年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、政府に対策を求めるものであります。

よろしく申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第59、議会案第6号「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第6号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨の説明を求めます。

28番阿部正夫議員。

【28番（阿部正夫議員）登壇】

○28番（阿部正夫議員） 先ほど採択を受けました陳情24第5号を受けまして、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書の提案理由を申し上げます。

今、心の健康問題が深刻となっております。平成20年には323万人を超える人々が精神疾患のために医療機関を受診しており、これは国民の40人に1人以上となっております。

また、毎年3万人を超える自殺者の多くには何らかの心の健康問題が影響していた可能性があると考えられています。こうした背景には長引く不況や雇用の問題など、現在の日本の社会状況が影響していることも考えられます。

このような中で、厚生労働省は平成23年7月、それまで「4疾患」として重点的に対策に取り組んできた、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病に、新たに精神疾患を追加し「5疾患」として、精神疾患を医療政策の重点疾患へとその位置づけを転換しました。

しかし、精神病の現状は入院医療中心となっており、医師等の配置基準も一般科に比べて低いことから、精神保健体制が確立しているとは言えません。

このような現状を重く受け止め、心の健康を守るための取り組みを進められるよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出しようとするものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

よろしく申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第6号を採決いたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○佐藤清春 議長 これで平成24年第6回横手市議会9月定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

午後 2時28分 閉 会